

議案第2014号

いわき都市計画区域整備、開発及び保全の方針の変更（区域マスタープラン）

福島県決定

いわき都市計画区域マスタープラン

■ 都市計画区域マスタープランとは（都市計画法第6条第2項）

○ 都市計画法上の名称

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

○ 一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全体を対象として、市町村を越える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めるもので、都道府県が決定を行う。

○ 以下の内容を定めている。

① 都市計画の目標

② 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び区域分を定める時はその方針

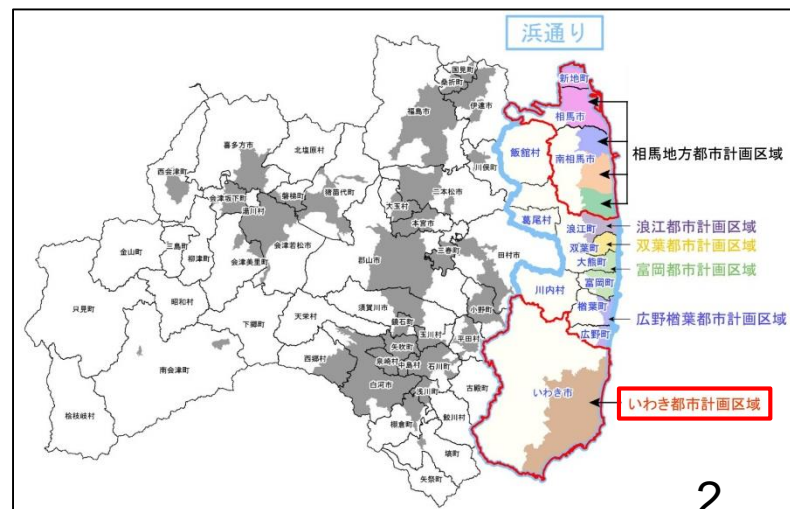
③ 土地利用、都市施設等の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

➤ 対象区域

区分	市町村	範囲	規模
いわき都市計画区域	いわき市	行政区域の一部	37,617ha
合計	1市		37,617ha

➤ **目標年次** 平成27年度を基準とし、概ね20年後の**令和17年（2035年）**とする。

- ・ 人口や産業の動向を踏まえ、土地利用の規模や都市施設の整備目標は、10年後の令和7年（2025年）を目標年次と定める。
- ・ 社会経済状況の変化等に対して柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。



いわき都市計画区域マスタープラン

都市づくりの基本方針等の検討経過（区域マス見直し検討フロー）

都市計画審議会・都市政策推進専門小委員会

平成20年3月

新たな都市政策のあり方について「の答申

平成21年3月

都市と田園地域等が共生する福島の都市づくり
新しい時代に対応した都市づくりビジョン

平成22年度

都市計画区域マスタープラン（素案）

各都市の都市づくりの基本理念

【都市と田園地域等の共生】

各都市の都市づくりの基本方針

都市と田園等が共生する都市づくり
ひと・まち・くるまが共生する都市づくり
地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

平成23年3月

東日本大震災及び原子力災害

都市計画基礎調査

東日本大震災・原子力災害の影響
◆居住者意向の把握・反映
・住民懇談会 ・アンケート調査

浜通りの都市づくりの基本理念
【都市と田園地域等の共生】

浜通りの都市づくりの基本方針

必要な見直し

都市と田園等が共生する都市づくり
地域特性に応じたコンパクトな都市づくり
ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

追加

安全で安心な暮らしを支え、人と人を
つなぎ復興をリードする都市づくり

浜通りの都市計画区域
マスタープランの見直し

骨子

MPの構成の確認

見直し方針・見直し内容

人口・産業・土地利用フレーム

区域区分の見直し

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しの基本的事項

国等関係機関協議

パブコメ・公聴会

浜通りの都市計画区域マスタープラン（原案）

いわき都市計画区域マスタープラン

都市計画審議会・都市政策専門小委員会での検討・報告状況

	開催日	検討・報告概要
第7回小委員会	H27. 2. 10	都市計画基礎調査による都市の現況、浜通りの基本方針の必要性の確認
第8回小委員会	H27. 3. 18	浜通りの都市づくりの視点、及び基本方針の検討
第171回都計審	H27. 3. 18	第7、8回小委員会内容の報告
第9回小委員会	H27. 5. 24	浜通りの都市づくりの視点からの基本方針（案）の決定
第172回都計審	H27. 8. 3	第9回小委員会内容の報告
第10回小委員会	H28. 1. 5	浜通りの都市づくりの視点からの基本方針（案）の体系検討
第173回都計審	H28. 1. 14	第10回小委員会内容の報告
第11回小委員会	H28. 8. 5	浜通りの都市づくりの視点からの基本方針（案）の住民意見反映について
第12回小委員会	H28. 3. 7	浜通りの都市計画区域マスタープラン素案の検討
第176回都計審	H29. 3. 21	第11、12回小委員会内容の報告
第13回小委員会	H29. 9. 1	パブリックコメントの結果を報告（小委員会での検討は終了）
第179回都計審	H30. 2. 6	第13回小委員会内容の報告

いわき都市計画区域マスタープラン

①都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

①広域的視点から見た現状と課題

②土地利用に関する現状と課題

③都市施設に関する現状と課題

④市街地開発事業に関する現状と課題

⑤自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題

⑥復興に関する現状と課題

2) 都市づくりの理念

2) - I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理

【基本理念】

都市と田園地域等の共生

【基本方針】

- 都市と田園地域等が共生する都市づくり
- 地域特性に応じたコンパクトな都市づくり
- ひと・まち・くるまが共生する都市づくり
- 安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興をリードする都市づくり

2) - II 本都市計画区域の都市づくりの理念

【基本理念】「海・山・川と共生し、安心・ゆとり・潤いのある個性豊かな交流都市づくり」

【ビジョン】

すべての人々が将来にわたり、緑とふれあい、人とふれあう、安全、快適、便利な環境共生型市街地づくり

「楽しく遊び・楽しく学べる山・溪谷・海」、「湯けむり漂う憩いの温泉」等、豊かな地域資源を生かした交流空間づくり

広域都市に存在する「平」「小名浜」「勿来」各拠点の特性を生かした魅力ある拠点づくり

いわき特有の地形がもたらす、水害・土砂災害等から住民の生命・財産を守り、安心できる都市づくり

県内外、海外との産業・経済・文化交流と連携による活気あふれる都市づくり

前例のない複合災害からの再生モデル都市として、人も場所も世界から愛される復興まちづくり

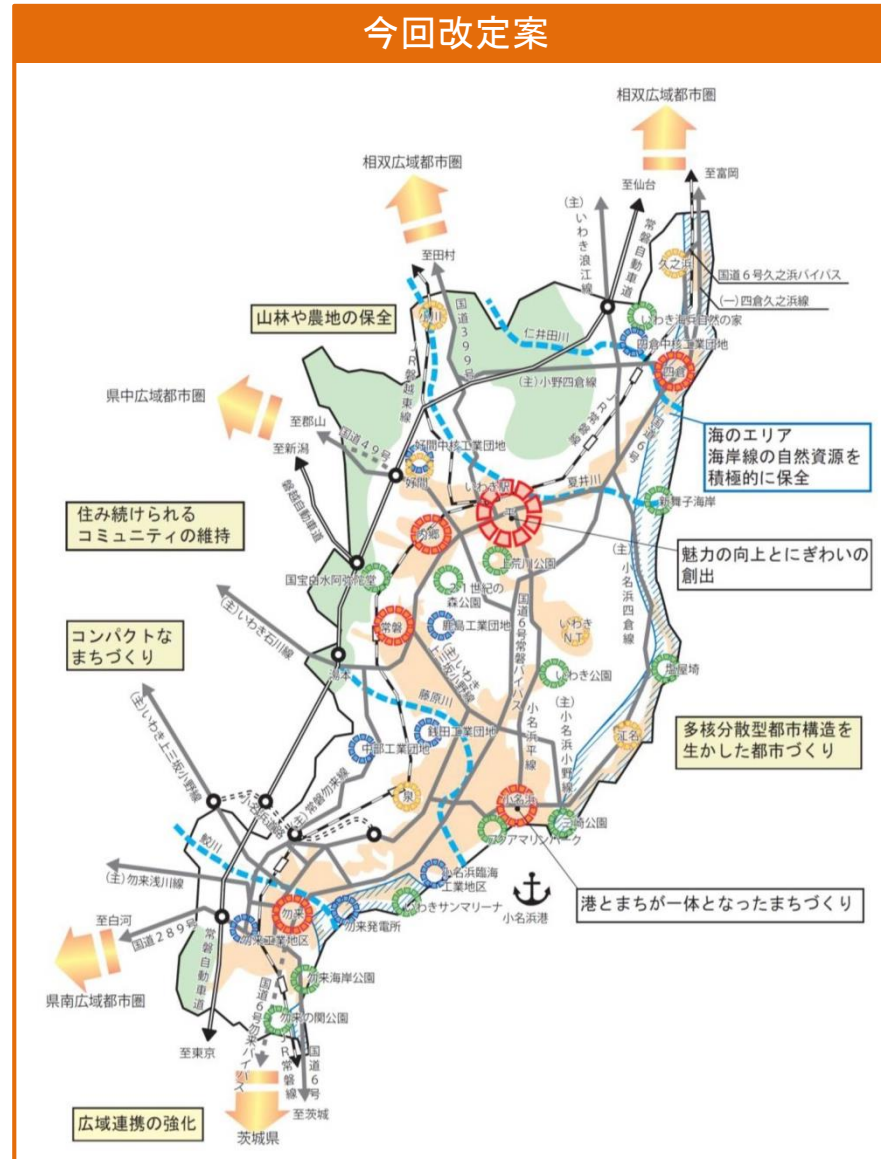
【基本方針】

- ①緑豊かな自然環境や田園地域等の保全
- ②安全で安心できるまちづくりの推進
- ③生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり
- ④コミュニティの調和に配慮したまちづくりの推進
- ⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成
- ⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進
- ⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備
- ⑧復興をリードするまちづくりの推進
- ⑨地域とネットワークにより支える持続可能でコンパクトなまちづくりの推進

都市づくりの理念を具現化する将来都市構造

いわき都市計画区域マスタープラン

都市づくりの理念を具現化する将来都市構造



いわき都市計画区域マスタープラン

②区域区分の有無

●区域区分の方針

- ・いわき都市計画区域では、昭和45年に区域区分を指定されて以来、計画的な市街地の誘導、自然資源の保全等が図られてきた。
- ・浜通りの拠点として広域的な都市機能の集積など、市街化の需要は考えられることから、今後も適正な土地利用のコントロールを行う必要がある。
- ・今後も引き続き総合的かつ計画的な市街化を図るため区域区分を定める。

●人口

	平成27年	令和7年（2025年）
都市計画区域内人口	約329千人	約313千人
市街化区域内人口	約286千人	約282千人

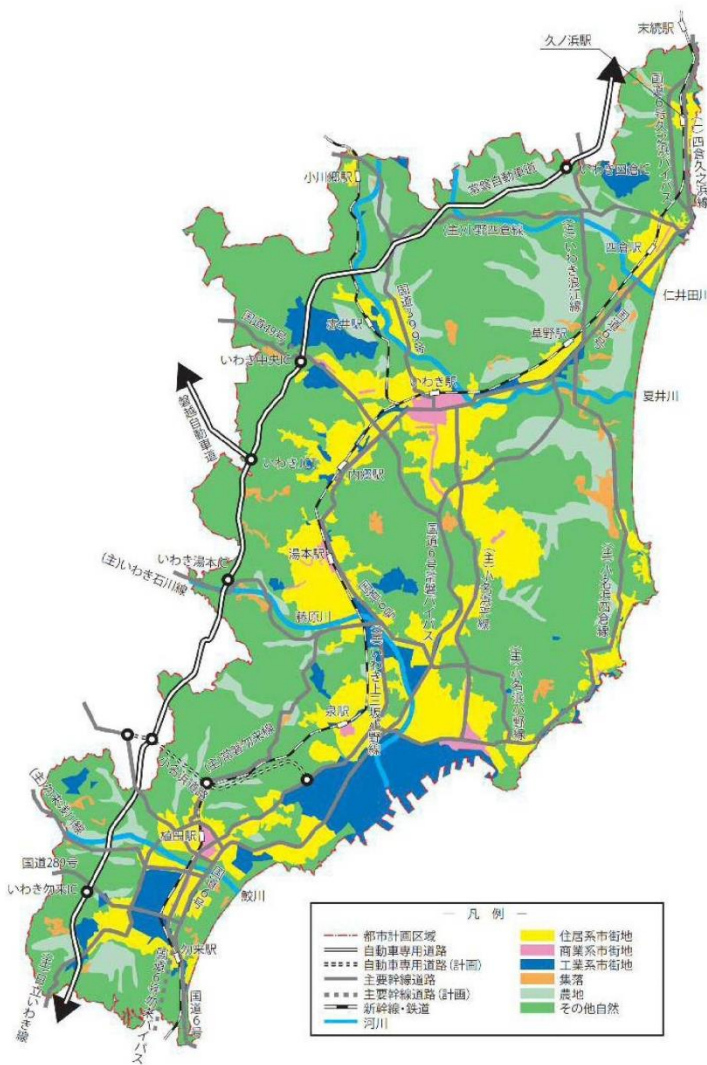
●市街化区域の規模

	平成27年告示面積	令和7年（2025年）
市街化区域の面積	約10,048ha	約10,101ha

いわき都市計画区域マスタープラン

③主要な都市計画の方針

秩序ある都市的土地利用



● 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

商業系・住居系・工業系といった主要用途の配置を促進し、適切な土地利用及び利便性をはかるものとする。

● 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

ユニバーサルデザインの思想を取り入れ誰もが利用できる都市施設機能の確保を図り、今後も機能の維持・更新を行いながら、良好な都市景観の形成に配慮するものとする。

● 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

都市機能と良好な生活環境の形成を図るため、土地区画整理事業により、都市基盤施設の整備を図るものとする。また、中心市街地では都市機能のさらなる集積と市街地の活性化を図るものとする。

● 自然的環境の保全に関する都市計画の決定方針

いわき都市計画区域内における、豊かな自然環境・景観の保全及び整備を行い、観光・交流の場としての活用を計画的に行うものとする。

法定縦覧の結果について

都市計画案の縦覧結果

○ 期間 令和元年7月12日（金）～7月26日（金）

議案番号	件名	縦覧者	意見書
議案第2014号	いわき都市計画区域マスタープランの変更 (いわき都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針の変更)	1名	無し